

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
11月14日  
(火曜日)

## 目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しななければならない区域の指定(環境政策課).....

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....

○公告

国土調査の成果の認証(政策企画課).....

山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課).....

県営茶屋地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

公共測量の実施(三件)(監理課).....

公共測量の実施の終了(監理課).....

一 国土調査の成果の認証(政策企画課).....

二 山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課).....

二 県営茶屋地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

二 公共測量の実施(三件)(監理課).....

三 公共測量の実施の終了(監理課).....

山口県告示第三百二十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和五年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市大字栗屋字奈切三四の一の一部、三四の三の一部、一〇三〇八の一四の一部及び一〇三〇八の一五の一部

## 二 特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

## 山口県告示第三百二十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
新南陽区域			主としてばら囲刺網を使用して営む漁業



## (二二二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和五年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

## 一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成三十年四月一日から令和四年十一月三十日まで	下関市地籍簿	彦島迫町二丁目、彦島迫町三丁目及び彦島迫町七丁目の各一部

## 二 認証年月日

令和五年十一月十四日

(二二三) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、令和五年十一月三日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

令和五年十一月十四日

区分 氏名 職名

労働者委員 森本 正宏 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長

公益委員 中村美紀子 山口大学経済学部教授

山口県知事 村岡 嗣政

(二二四) 県営茶屋地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営茶屋地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

一 県営茶屋地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年十一月十五日から同年十二月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二二五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和五年七月十三日から令和六年三月十五日まで

(二二六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

防府市大字富海

三 作業の期間

令和五年十月二十五日から同年十二月二十五日まで

(二二七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、長門市、美祢市及び山陽小野田市

三 作業の期間

令和五年十月二十六日から令和六年二月二十九日まで

(二一八) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

令和五年五月八日から同年九月二十九日まで

令和五年十一月十四日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁